

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年10月14日

【四半期会計期間】 第87期第2四半期(自 平成23年6月1日 至 平成23年8月31日)

【会社名】 イオン株式会社

【英訳名】 AEON CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役兼代表執行役社長 岡田元也

【本店の所在の場所】 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

【電話番号】 043(212)6042(直)

【事務連絡者氏名】 コーポレート・コミュニケーション部長 末次賢一

【最寄りの連絡場所】 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

【電話番号】 043(212)6042(直)

【事務連絡者氏名】 コーポレート・コミュニケーション部長 末次賢一

【縦覧に供する場所】 イオン株式会社 東京事務所  
(東京都千代田区神田錦町一丁目1番地)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### 連結経営指標等

回次	第86期 第2四半期連結 累計期間	第87期 第2四半期連結 累計期間	第86期 第2四半期連結 会計期間	第87期 第2四半期連結 会計期間	第86期
会計期間	自 平成22年 3月1日 至 平成22年 8月31日	自 平成23年 3月1日 至 平成23年 8月31日	自 平成22年 6月1日 至 平成22年 8月31日	自 平成23年 6月1日 至 平成23年 8月31日	自 平成22年 3月1日 至 平成23年 2月28日
売上高 (百万円)	2,247,586	2,240,139	1,158,544	1,170,421	4,561,748
経常利益 (百万円)	67,572	82,963	42,848	52,085	182,080
四半期(当期)純利益 (百万円)	33,628	27,416	14,358	21,654	59,688
純資産額 (百万円)			1,174,567	1,226,931	1,219,236
総資産額 (百万円)			3,723,608	3,990,843	3,774,628
1株当たり純資産額 (円)			1,117.88	1,166.13	1,159.73
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	43.95	35.83	18.77	28.30	78.01
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	38.48	31.32	16.40	24.66	68.31
自己資本比率 (%)			23.0	22.4	23.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	19,870	121,291			261,132
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	46,521	100,554			105,517
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	51,503	20,841			121,847
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)			199,358	306,352	306,820
従業員数 (人)			74,414	76,061	74,465

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動は「3 関係会社の状況」に記載の通りです。

## 3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間における、重要な関係会社の異動は以下のとおりであります。

### (1) 異動

異動があった会社の内容は以下のとおりであります。

名称	住所	資本金 (百万円)	事業内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任等(人)		資金 援助	営業上の 取引	設備の賃 借借関係
					当社 役員	当社 社員			
(連結子会社) ロック開発㈱	東京都 千代田区	100	ディベロッ パー	100.00			該当事項 なし	該当事項 なし	該当事項 なし

- (注) 1 株式の追加取得に伴い、当第2四半期連結会計期間において持分法適用関連会社から連結子会社になっております。  
2 ロック開発㈱は、平成23年9月1日付で、名称をイオンタウン㈱に、住所を千葉市美浜区に変更しております。

### (2) 新規

新たに当社の関係会社になった会社のうち、重要な関係会社はありません。

### (3) 除外

当社の関係会社でなくなった会社のうち、重要な関係会社はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成23年8月31日現在

従業員数(人)	76,061[170,312]
---------	-----------------

- (注) 1 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、[ ]は外書で、当第2四半期連結会計期間の臨時従業員数であります。  
2 臨時従業員数は、パートタイマーの期中平均人員（但し、1日勤務時間8時間換算による）であります。

### (2) 提出会社の状況

平成23年8月31日現在

従業員数(人)	413[67]
---------	---------

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、関係会社等からの受入出向者494人を含み、関係会社等への出向者105人を除いております。  
2 従業員数の[ ]は外書で、当第2四半期会計期間の臨時従業員数であります。臨時従業員数は、パートタイマーの期中平均人員（但し、1日勤務時間8時間換算による）であります。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【販売の状況】

当第2四半期連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
GMS事業	674,707	100.4
SM事業	289,392	103.6
戦略的小型店事業	55,667	114.3
総合金融事業	41,696	98.8
ディベロッパー事業	39,129	103.5
サービス事業	82,191	107.1
専門店事業	83,401	103.1
アセアン事業	20,749	97.4
中国事業	24,010	100.8
その他事業	67,003	105.4
調整額	67,917	
合計	1,310,032	101.5

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 戦略的小型店事業の営業収益には、コンビニエンスストアの加盟店売上高(当第2四半期連結会計期間106,370百万円)は含んでおりません。

3 第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。各セグメントの対前年同四半期比は、前年同四半期の実績を変更後の区分に組み替えた上で算出し、参考として記載しています。

### 2 【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

### 3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

なお、平成23年9月29日付で、当社が㈱マルナカと㈱山陽マルナカの株式を取得して子会社化すると共に、㈱マルナカホールディングスが当社株式を市場取引により取得することを内容とする「株式譲渡等に関する契約」を締結しました。詳細は、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」に記載しております。

#### 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

##### (1) 経営成績の分析

当第2四半期連結会計期間においては、被災地の復興に向けた動きが進むにつれ、企業の設備投資や個人消費に緩やかな持ち直しの兆しが見られる一方、欧州の金融不安や米国経済の停滞懸念を背景に円高・株安が長引く等、先行きの不透明感が払拭されない状況となりました。

当社は、生活者のインフラとしての役割を果たすべく、震災により営業不能となった店舗並びに物流施設の早期復旧に向け、グループ一丸となって取り組み、8月10日のイオン多賀城店をもって全ての店舗で営業を再開しました。当社は、震災以降、被災地の生活応援及び全国の消費者ニーズに応えるべく、グループ企業が運営する全国のショッピングセンター（SC）内の専門店約22,500店舗、及びグループ直営のGMS（総合スーパー）等約500店舗の合計約23,000店舗において「がんばろう日本！復興応援特別セール」を全5回（うち、当第2四半期連結会計期間では3回）にわたって開催しました。また、今夏の電力供給不安に対応し、東北・東京電力管内の店舗及び事業所において電力使用のピークタイム分散化や総量削減に努めたほか、放射性物質による汚染をはじめ、食品の安全性に対する消費者の不安が高まるなか、「トップバリュ 国産黒毛和牛」について放射性物質に関する全頭検査を開始する等、環境変化に対応した取り組みに注力しました。

さらに、当期を初年度とするイオングループ中期経営計画（平成23年度～平成25年度）に則り、中国、アセアンにおける本社設立準備や、首都圏を中心とする都市型小型店舗の出店加速、並びにシニア向けの商品開発や売場展開を進める等、「アジアマーケット」「大都市マーケット」「シニアマーケット」の3つの領域における事業基盤の構築を進めました。

当第2四半期連結会計期間の連結業績は、営業収益が第1四半期の3ヶ月間における対前年同四半期比98.8%から第2四半期の3ヶ月間には同101.5%と伸長したことに加え、さらなるグループのスケールメリットの追求やグループ共通インフラの活用等による収益改善、並びにコスト構造改革をより強力に推し進め、営業利益、経常利益及び四半期純利益ともに増益となりました。結果、営業収益1兆3,100億32百万円（対前年同四半期比101.5%）、営業利益481億22百万円（同119.1%）、経常利益520億85百万円（同121.6%）、四半期純利益は216億54百万円（同150.8%）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

なお、第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。各セグメントの営業収益及び営業利益における対前年同四半期比は、前年同四半期の実績を変更後の区分に組み替えた上で算出し、ご参考として記載していません。

##### GMS事業

GMS事業においては、当第2四半期連結会計期間において1店舗を出店、1店舗を閉店しました（持分法適用関連会社の開閉店なし）。

当期首よりグループのGMS店舗の屋号を「イオン」に統一し、より一層グループのスケールメリットやブランド力をいかした品揃えや販促に取り組むとともに、当期首においてイオンリテール(株)と(株)マイカルの統合により誕生した新生イオンリテール(株)を8カンパニーに分割し、北海道、九州、沖縄の地域法人を加

えた11エリアにおいて、より地域に密着した経営を推進しました。同事業各社は、震災後、被災地店舗への応援体制を構築するとともに、生活必需品はもとより、お客さまが必要とされる時期に必要な商品を提供することに注力し、また、環境が大きく変化するなかで新たな需要を掘り起こすべく、商品開発や販促活動を積極的に実施しました。結果、GMS事業全体の既存店売上高は前年同四半期を上回って推移しました。さらに、電力供給不安に対応し、省エネ機器導入店舗の拡大やLED照明への変更、間引き照明等の実施により使用電力量を大幅に削減するとともに、人員配置の効率化を行う等、引き続きコスト削減に努め、収益性向上に寄与しました。

新生イオンリテール(株)は、イオンリテール(株)と(株)マイカルの両社が持つ強みを共有するとともに、後方部門における組織の合理化や8カンパニーによる地域密着経営をより一層進めました。震災以降、生活必需品に加え、機能性インナーを中心とする季節衣料や節電対応家電等への強い需要に対する様々な取り組みにより、当第2四半期連結会計期間におけるイオンリテール(株)の既存店売上高は、対前年同四半期比103.2%となりました(同社の既存店売上高及び既存店販管費の対前年同四半期比については、旧イオンリテール(株)のGMS店舗の実績を比較した参考値となります)。直営荒利益率については、衣料や住居余暇商品において仕入原価の低減や在庫コントロールをより一層強化する一方、食品において、生鮮相場の変動や放射性物質に対する不安が高まるなか、お客さまに安全・安心な商品を安定的にお買い得価格でご提供することに努めた結果、前年同四半期より0.1ポイント上回りました。また、経費コントロールを一層強力に推進し、既存店販管費は対前年同四半期比98.6%となりました。

イオン北海道(株)は、前期より取り組んでいる売場の活性化を強化するとともに、定番商品の品揃え拡充や作業効率の見直しを進め、収益が大きく改善しました。

イオン九州(株)は、在庫コントロールの徹底による商品の回転率向上や売価変更の削減に継続的に取り組んだことに加え、ローコストオペレーションの徹底による販管費の削減に努め、黒字体質への転換を果たしました。

以上の結果、GMS事業の営業収益は6,747億7百万円(対前年同四半期比100.4%)、営業利益124億77百万円(同148.6%)となりました。

## S M事業

S M(スーパーマーケット)事業は、当第2四半期連結会計期間において13店舗を出店、4店舗を閉店しました(持分法適用関連会社を除くと10店舗の出店、1店舗の閉店)。

S M事業では、引き続き積極的な出店を進めるとともに、既存店の収益性改善に取り組む事業構造改革を推進しました。購買頻度の高い商品や季節商材を中心に重点販売商品を明確化し、価格競争力の強化に努めたほか、商圈特性やお客さまのニーズに合わせ、DS(ディスカウントストア)業態店舗「ザ・ビッグ」への転換を進めました。震災直後には、生活必需品の安定供給に全力で取り組むとともに、その後の節電需要に対応し、家庭における調理の手間や消費電力を抑えるため、惣菜の展開強化をはかる等、お客さまのニーズに合わせた品揃え及び売場の拡充に努めました。これらの取り組みが奏功し、S M事業全体の既存店売上高は前年同四半期を上回って伸長しました。また、品目数の絞り込みによる店舗作業の効率化や積極的な節電に取り組む等、引き続きローコストオペレーションの徹底に努め、収益性の改善に努めました。

以上の結果、S M事業の営業収益は2,893億92百万円(対前年同四半期比103.6%)、営業利益47億87百万円(同97.8%)となりました。

## 戦略的小型店事業

ミニストップ(株)は、当第2四半期連結会計期間において、国内及び海外の総店舗数が3,936店舗となりました。2011年モンドセレクション金賞を受賞したソフトクリームのキャンペーンやモバイル販促等により

店内加工ファストフード部門が好調に推移したほか、お客さまのニーズに対応し、「トップバリュ」を中心としたデイリー商品や冷凍食品の品揃えを拡充しました。また、店内加工の「手づくりおにぎり」と「惣菜」の取り扱い店舗数を拡大する等、当第2四半期連結会計期間の既存店1店1日当たりの売上高前年同四半期比は前年を上回って推移しました。アジアにおいては、韓国ミニストップ(株)や青島ミニストップ有限公司が順調に出店数を伸ばしました。

都市型の小型スーパー「まいばすけっと」は、重点エリアへの集中出店と新規展開エリアの拡大により、当第2四半期連結会計期間末の総店舗数が217店舗となりました。震災により商品の需給バランスが大きく変化したなかでも、グループの商品調達力をいかし、お客さまが必要とされる日用品や食品、飲料を十分に品揃えし、いつもと変わらぬお買い得価格で提供したことがお客さまの認知度向上につながり、客数並びに既存店売上高が前年同四半期を大きく上回って伸長しました。

以上の結果、戦略的小型店事業の営業収益は556億67百万円（対前年同四半期比114.3%）、営業利益31億99百万円（同99.1%）となりました。

### 総合金融事業

イオンクレジットサービス(株)は、国内クレジット事業において、クレジットカード、キャッシュカード、イオンの電子マネー「WAON」の機能・特典が一体となった「イオンカードセレクト」を中心に、会員募集を強化したことにより、有効会員数が期首より50万人純増の2,050万人に拡大しました。カードショッピング取扱高については、イオングループの全国一斉セールやボーナスポイントキャンペーン等が寄与し、対前年同四半期比114.4%と伸長しました。電子マネー事業では、当第2四半期連結会計期間における「WAON」の決済総額が約2,422億円（対前年同四半期比115.3%）、同期間末における利用可能箇所数は約120,000箇所、累計発行枚数は約2,120万枚となり、順調に拡大しました。銀行代理業においても銀行、クレジット、保険、投資信託等の金融商品・サービスをワンストップで提供するインストアブランチの開設を進め、口座開設業務や、定期預金・住宅ローンの取り次ぎ業務を強化しました。アジアにおいても新規カード会員の獲得に注力するとともに、提携先との共同販促企画等によりカードショッピング取扱高を順調に拡大しました。また、ハイヤーパーチェス事業において、家電・家具量販店をはじめとした加盟店開発を推進し、取扱高の拡大に努めました。同社は、引き続きローコストオペレーションの徹底に努めたことに加え、貸倒関連費用の改善等が収益性向上に寄与しました。

以上の結果、総合金融事業の営業収益は416億96百万円（対前年同四半期比98.8%）、営業利益57億37百万円（同130.8%）となりました。

なお、持分法適用関連会社の(株)イオン銀行は、より強固な財務基盤の構築に向けた取り組みを強化し、イオン連結対象期間（平成23年4月1日～6月30日）において黒字となりました。口座数や預金残高の順調な増加に加え、住宅ローンを中心とした貸出金残高の積み上げによる利息収入の増加、投資信託、保険商品の取り扱い手数料をはじめとした収益の増加等が利益改善に寄与しました。

### ディベロッパー事業

イオンモール(株)は、当第2四半期連結会計期間において、2箇所の既存SCをリニューアルし、新規テナントの導入やGMS等の核店舗、及び既存テナントの改装により、集客力向上に努めました。既存SCの専門店売上高は、イオングループの全国一斉セール「がんばろう日本！復興応援特別セール」も奏功し、当第2四半期の3ヶ月間において対前年同四半期比105.2%と大きく伸長しました。アジアにおいては、イオン北京国際商城SCのリニューアルを進めるとともに、新規エリアでの物件開発促進や事業展開の基盤づくりに取り組みました。

以上の結果、ディベロッパー事業の営業収益は391億29百万円（対前年同四半期比103.5%）、営業利益88億27百万円（同106.4%）となりました。

持分法適用関連会社のロック開発(株)は、平成23年8月31日付で当社が大和ハウス工業(株)所有の全株式を譲り受け、イオン(株)の100%子会社となりました（9月1日付でイオンタウン(株)に改称）。これにより同社は、NSC（ネイバーフッドショッピングセンター）事業における中核企業として、開発体制の強化や新たなイオンのNSC業態のビジネスモデルを確立するとともに、グループのSM企業や専門店企業各社が国内外における成長戦略を推進するためのプラットフォームとしての役割を担ってまいります。

#### サービス事業

サービス事業では、震災からの復興に伴い、新規顧客に対する営業活動の再開及びアミューズメントや外食業態において、環境変化のなかで多様化するお客さまニーズへの対応並びに新たな需要の掘り起こしに努めました。また、コスト構造改革をより強力に推進し、収益が拡大しました。

イオンディライト(株)は、顧客企業の管理・運営にかかわるノンコア業務を一括受託する総合ファシリティマネジメントサービス事業をより一層推し進め、第1四半期に連結子会社化した(株)カジタクによる家事支援サービス、並びにエイ・ジー・サービス(株)によるコンビニエンスストアやファストフード店等の小型商業施設に対する営業活動を拡大しました。また、環境保全意識の高まりに対応し、企業の節電対策を提案する環境事業において、LED照明への切り替え工事や高効率照明反射板への取り替え工事等の受注を進め、好調に推移しました。

(株)イオンファンタジーは、店舗別にお客さまのニーズに合わせた遊戯機械の品揃えの見直しを実施したほか、時間制の遊戯施設におけるイベントプログラムを充実する等、集客力を強化しました。また、グループのアジアシフトの一環として展開を進めるマレーシアにおいて、既存のフランチャイズ8店舗を直営化し、現地子会社の直営店舗数が累計で14店舗となったほか、施設の活性化や日本におけるノウハウの水平展開により、収益性が向上しました。

以上の結果、サービス事業の営業収益は821億91百万円（対前年同四半期比107.1%）、営業利益58億81百万円（同117.4%）となりました。

#### 専門店事業

専門店事業では、商品や売場づくりの継続的な見直しによるブランド力の向上に努めたほか、在庫コントロールや、より一層のコスト構造改革による収益性の向上に注力しました。

(株)ジーフットは、被災地における復興需要の高まりに対応した品揃えや売場の拡充に努め、またグループGMS店舗の直営靴売場の販売業務受託を拡大したこと等により収益性が向上しました。(株)メガスポーツでは、防災対応可能なアウトドア用品やランニング関連商品の品揃え及び売場の強化に努めたほか、ペットシティ(株)では、グループのSCを中心とした積極的な出店に加え、トリミング等サービス事業の強化、並びに販管費の削減に取り組んだことにより好調に推移しました。また、ローラアシュレイジャパン(株)は、当期の新たな取り組みとして駅構内へ出店した小型店舗が好調に推移したことに加え、より一層コストの低減に努め、収益性が改善しました。

以上の結果、専門店事業の営業収益は834億1百万円（対前年同四半期比103.1%）、営業利益27億28百万円（同105.5%）となりました。

#### アセアン事業

アセアン事業（連結対象期間は4月から6月）では、アジアマーケットにおけるグループの事業展開を



加速するべく、アセアン本社設立へ向けた組織改革を実施し、準備作業に着手しました。

イオンマレーシア（AEON CO. (M) BHD.）は、当第2四半期連結会計期間において、旗艦店舗の改装工事による一部売場の休業のため、営業収益は減収となりました。しかしながら、春節やイスラム教の行事等に対応した品揃え及び売場の強化、並びにカード会員対象の優待セール等販促活動の実施により、既存店売上高については前年同四半期を上回って推移しました。さらに、経費コントロールを強化したことで、収益性の向上につながりました。

イオンタイランド（AEON(Thailand) CO., LTD.）は、当第2四半期連結会計期間において、「都市型小商圏フォーマット」に対応した小型スーパーを4店舗を出店しました。社会行事や地域行事に対応したきめ細かい品揃えの見直しや売場の拡充、並びに均一セールや曜日市等の販促を通じた価格訴求がお客さまのご支持をいただいたほか、仕入原価の低減等が荒利益率の向上に寄与し、好調に推移しました。

以上の結果、アセアン事業の営業収益は207億49百万円（対前年同四半期比97.4%）、営業利益11億58百万円（同79.9%）となりました。

### 中国事業

中国事業（連結対象期間は4月から6月）では、当第2四半期連結会計期間においてSM1店舗を出店しました。引き続き個人消費が活発な中国において、春節準備用品としてギフト用の酒類や加工食品の販売を強化する等、社会行事にきめ細かく対応した品揃え及び売場展開を強化しました。前期におけるGMS店舗の閉店や為替の影響を受けたものの、当期より「火曜日」や「お客さま感謝デー」等、日本で実施している販促企画の全社水平展開を開始したことに加え、人員配置や販促物の制作委託業務の見直し等によるコストの効率化を進め、収益性が向上しました。さらに、中国における一層の競争力向上とグループ企業の事業展開を加速するべく、中国本社の設立に向けた幹部社員の育成や現地経営人材の登用を積極的に進めたほか、店舗・商品開発力の強化に取り組みました。

以上の結果、中国事業の営業収益は240億10百万円（対前年同四半期比100.8%）、営業利益3億56百万円（同36.0%）となりました。

### その他事業等

当社は、DS事業をグループの新たな成長戦略の柱と位置づけ、食品のほか生活用品や衣料も扱う総合DSモデルを確立し、同事業を強化することを目指して、平成23年8月21日付で100%子会社のイオンビッグ(株)にイオンリテール(株)のDS事業部門の21店舗を分割譲渡し、事業を開始しました。

グループ共通の商品機能として展開するイオンのブランド「トップバリュ」は、年間売上高が10億円を上回るメガヒット商品の開発、並びにお客さまの声を取り入れた商品の開発に引き続き取り組みました。昨年6月の発売以来、ご好評いただいている「バーリアル」は、新ジャンルビール類で、1年間に1億3千万缶（350ml缶換算）を販売。当期、新商品として、糖質50%OFFやアルコールフリーを加えるとともに、国内初となるプライベートブランドのプレミアム生ビール「トップバリュ バーリアルラガービール」を発売しました。また、今夏の節電需要に対応し、展開を強化した機能性インナー「トップバリュ クーリッシュファクト」を当期累計で1,000万枚（前年実績比約160%）売り上げるとともに、「トップバリュ 共環宣言LED電球」や「接触冷感」機能を持つ寝具等の販売が好調となりました。さらに、牛肉の安全性に対するお客さまの不安を解消するため、いち早く「トップバリュ 国産黒毛和牛」において、放射性物質に関する全頭検査を開始し、食品の安全・安心の確保に注力しました。「トップバリュ」では、引き続き原材料や資材調達先の集約とともに、さらなる物流の効率化を進めるべくサプライチェーンの見直しを進め、お客さまへより良い商品の提供に努め、結果、当第2四半期連結会計期間の「トップバリュ」売上高は、1,235億円、対前年同四半期比114.3%となりました。

## (2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末の総資産は、前期末から2,162億15百万円増加し、3兆9,908億43百万円（前期末比105.7%）となりました。前期末からの増加の主な要因は、S Cの新規出店及び資産除去債務に関する会計基準の適用等により有形固定資産が1,223億41百万円、金融子会社のカードショッピング取扱高の拡大等により受取手形及び売掛金が510億47百万円、繰延税金資産が316億88百万円、それぞれ増加したこと等によるものです。

負債は、前期末から2,085億20百万円増加し、2兆7,639億12百万円（同108.2%）となりました。前期末からの増加の主な要因は支払手形及び買掛金が691億54百万円、資産除去債務が405億66百万円、設備関係支払手形が322億3百万円それぞれ増加したこと等によるものです。

純資産は前期末から76億95百万円増加し、1兆2,269億31百万円（同100.6%）となりました。

## (3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、第1四半期連結会計期間末に比べ1,260億71百万円増加し、3,063億52百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は次のとおりです。

### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による結果、増加した資金は2,232億51百万円（前年同四半期比171.2%）となりました。前第2四半期連結会計期間に比べ928億59百万円増加した主な要因は、たな卸資産の増減額が198億36百万円増加した一方で、仕入債務の増減額が798億74百万円、その他の資産・負債の増減額が508億1百万円それぞれ増加したこと等によるものです。

### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による結果、減少した資金は516億16百万円（前年同四半期比136.7%）となりました。前第2四半期連結会計期間に比べ138億42百万円支出増加した主な要因は、有形固定資産の取得による支出が137億32百万円増加したこと等によるものです。

### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による結果、減少した資金は440億1百万円（前年同四半期比81.8%）となりました。前第2四半期連結会計期間に比べ98億6百万円支出減少した主な要因は、社債の発行による収入が15億36百万円減少した一方で、短期借入金及びコマーシャル・ペーパーの増減額が86億62百万円増加し、社債の償還による支出が22億88百万円減少したこと等によるものです。

## (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

会社の支配に関する基本方針

## 基本方針の内容及びその実現に資する取り組みの概要

イオンは、お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献するという不変の理念を堅持し、お客さま満足の実践と継続的な企業価値の向上に努めてきており、この理念がイオンの企業価値の根幹をなしています。また、イオンの企業価値は、継続的かつ長期的な企業成長や同士・朋友との協力・提携に加え、雇用の確保、生活文化の向上や環境保全・社会貢献など様々な価値を包含し形成されているものであります。

これらの正しい商売の実践と社会的責任を全うするためには、長期的視野でイオンの理念を具現化していくことが必要であり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、上記のイオンの企業価値を維持、発展させていく者でなければならないと考えています。

### 不適切な支配の防止のための取り組みの概要

当社株式は、金融商品取引所（証券取引所）に上場し自由な売買が可能ですが、時として短期的な利益を追求するグループ等による買収が、株主の皆さまに結果として不利益を与えるおそれもあります。買収提案を受け入れるか否かは株主の皆さまの判断によるべきものと考えことから、買収提案のあった際に、株主の皆さまが、充分かつ正確な情報と十分な時間の下にご判断いただけるよう、また、明らかに株主一般の利益を害すると判断される買収行為への対策として、「当社株式の大量取得行為に関わる対応方針（買収防衛策）の改定に関する件」を平成21年5月14日開催の第84期定時株主総会に付議し、株主の皆さまのご承認をいただきました。

これは「事前警告型」買収防衛策であり、当社議決権の20%を超える株式取得を行おうとする者に対しては、大量株式取得者らの概要、取得対価の算定根拠、買取方法、買取資金源、買取後の経営方針等につき当社への十分な情報提供を行うことなどの買収ルールへの遵守を要請します。

当社取締役会は、大量株式取得者が登場し次第、その事実を開示するとともに、外部の専門家1名以上と社外取締役から成る独立委員会を設置し、提供された情報をもとに、同委員会に意見を求め、その意見を最大限尊重した上で、所定の評価期間（60日間または90日間）内に、当該買収提案に対する評価結果等を発表します。この取締役会及び独立委員会においては、判断の客観性を更に高めるため、適宜他の専門家にも意見を求めることができます。また、上記ルールが守られない場合や、株式の高値買戻要求や高値売抜けが目的であると推測されるなど、株主の皆さまの利益が害されることが明らかである場合等には、所定の評価期間の経過を待たずに、当社取締役会が新株発行、新株予約権発行などの対抗策をとり得ることといたしました。なお、大量株式取得者の権利行使が制限される行使条件差別型新株予約権を発行するときは、株主の皆さまにわずらわしい手続をしていただかなくてもいいように、会社による取得条項付とさせていただきます。また、対抗措置の内容・採否は、取締役としての善管注意義務に従い、原則として取締役会が決定・実施してまいります。例外的には、その内容・効果等に鑑みて株主の皆さまのご判断を仰ぐべきであるとして、当社株主総会にその採否をご決議いただくことがあります。

株主の皆さまには、手続の各段階において、適時に十分に情報開示し、ご判断に供していただけるようにしてまいります。

なお、この買収防衛策の有効期間は3年間（平成21年3月1日から起算して3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会の終結時まで）であります。

### 上記の取り組みについての基本方針等との整合性に係る取締役会の判断

大量株式取得者に要請する各種資料は、大量株式取得者らの概要だけでなく、資金面の背景及び資金スキーム、株式取得方法の適法性に関する事項、買取後の経営計画等であり、これらの資料開示を通じて、イオンの理念（上記基本方針）に対する大量株式取得者の具体的な態度が明示されることになるとともに、何よりも、株主の皆さまの判断材料が充実したものになります。

従って、当社取締役会は、上記対応方針は、上記基本方針及び当社の株主の共同の利益に沿うものであ

り、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、株式の追加取得により新たに連結子会社が増えたことに伴い、主要な設備が増加しました。

当該主要な連結子会社の帳簿残高は以下のとおりであります。

会社名	セグメントの名称	事業所名等(所在地)	土地(百万円)	建物及び構築物(百万円)	その他(百万円)	差入保証金(百万円)	合計(百万円)	従業員数(人)
ロック開発(株)	ディベロッパー	イオン守谷(茨城県守谷市) 他44事業所	1,519	27,464	7,512	13,823	50,320	95 [49]

- (注) 1 上記の金額は連結上の未実現利益を消去しており、また、差入保証金は連結上消去すべき債務と相殺消去後の金額に基づいております。
- 2 帳簿残高のうち、「その他」は有形固定資産の「工具、器具及び備品」、「建設仮勘定」、「その他」、無形固定資産の「ソフトウェア」、「その他」並びに投資その他の資産の「その他」に含まれる長期前払費用であり、「差入保証金」には1年内回収予定額及び店舗賃借仮勘定を含んでおります。
- 3 従業員数の[ ]は外書で、平均臨時従業員数であります。
- 4 ロック開発(株)は、平成23年9月1日付で、会社名をイオンタウン(株)に変更しております。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

第1四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、拡充、改修のうち、当第2四半期連結会計期間において重要な変更はありません。

第1四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、拡充、改修のうち、当第2四半期連結会計期間において完了したものはありません。

第1四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の除却、売却のうち、当第2四半期連結会計期間において重要な変更はありません。

なお、当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画は以下のとおりであります。

会社名	セグメントの名称	事業所名(所在地)	区分	予算金額(百万円)	既支払額(百万円)	資金調達方法	工事開始	完成予定
イオンリテール(株)	GMS	(仮称)八戸ショッピングセンター(青森県八戸市)	新設	1,648	476	自己資金及び借入金	平成23年11月	平成24年6月

- (注) 上記金額には、資産除去債務相当額は含まれておりません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,400,000,000
計	2,400,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年8月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年10月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	800,446,214	800,446,214	株式会社東京証券 取引所(市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	800,446,214	800,446,214		

(注) 提出日現在発行数には、平成23年10月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

第1回新株予約権(第1回株式報酬型ストックオプション)

平成18年5月12日の株主総会の特別決議及び平成19年4月4日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権の数(個)	610
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	61,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成19年5月21日～ 平成34年5月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1 (注)2
新株予約権の行使の条件	新株予約権を割り当てられた者は、権利行使時においても、当社の執行役(グループ会社の役員等に就任する場合であって、当社の執行役に準ずる者を含む。以下、同じ。)の地位にあることを要する。ただし、当社の執行役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。 新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することは原則としてできない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 当社が株式の分割または併合を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとし、

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、新株予約権発行日後に当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とする場合には、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的たる株式数を調整するものとし、

なお、株式の数の調整を行った場合には、発行する新株予約権の数についても上記と同様の調整を行うものとし、

2 新株予約権の行使による株式の発行については、自己株式を充当する場合には、資本組入は行わないものとし、

## 第2回新株予約権

平成18年10月4日付の当社代表執行役の決定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権の数(個)	918
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	(注)1、3、4
新株予約権の行使期間	平成18年10月23日～ 平成28年10月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	(注)5
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。 (注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7、8

(注)1 本新株予約権は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に該当いたします。本新株予約権の特質は以下のとおりです。

- (1) 本新株予約権の行使により交付される当社普通株式数は、行使価額の修正に伴って変動する仕組みとなっているため、修正後行使価額又は調整後行使価額が当初行使価額(3,196円)を下回った場合には、交付される株式数は増加します。
- (2) 本新株予約権の行使価額の修正基準及び修正頻度について  
本新株予約権の行使価額は、平成18年11月6日以降、各行使の効力発生日の前日まで(当日を含む。)の3連続取引日の毎日の売買高加重平均価格の平均値の97.5%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てます。)に修正されます。
- (3) 行使価額の下限等  
本項第(2)号に従い、かかる算出の結果、修正された行使価額が本新株予約権の割当日の直前の取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%に相当する金額の1円未満を切り上げた金額(以下「下限行使価額」といいます。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。なお、目的となる株式の数の上限及び資金調達額の下限については、(注)2をご参照下さい。
- (4) 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする旨の条項が付されております。(注)7「新株予約権の消却事由及び消却の条件」をご参照下さい。
- (5) 本新株予約権の行使についての所有者との取り決めは、(注)6記載のとおりコミットメント契約を締結しております。
- (6) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との取り決めの内容  
所有者は、本新株予約権の行使により取得することとなる当社の普通株式の数の範囲内で行う当社の普通株式の売付け等以外の本新株予約権の行使に関わる空売りを目的とした当社の普通株式の借株を行わない旨を取り決めております。ただし、本新株予約権の行使ができなくなった場合はこの限りではありません。  
所有者は、本新株予約権の行使により取得することとなる当社の普通株式を第三者に売却し又はその他処分をする場合には、米国1933年証券法に基づく登録又はかかる登録からの免除規定に従ってこれを行うものとします。
- 2 本新株予約権の目的となる株式の数  
本新株予約権1個の行使により当社が交付する普通株式の数は、金10,000,000円を新株予約権の行使価額で除した数とし、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた数とします。



3 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権 1 個につき、行使価額に割当株式数を乗じた額とし、1 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とします。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が交付する株式 1 株あたりの払込金額(行使価額)は、当初金3,196円とします。ただし、行使価額は(注) 1 (2)(3)又は(注) 4 に定めるところに従い修正又は調整されます。

4 行使価額の調整

本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株式を発行する場合、又は自己株式の処分を行う場合等により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式により行使価額(円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切り捨てます。)を調整します。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- 5 本新株予約権の行使による 1 株あたり発行価格は、本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、本新株予約権の払込金額の総額(321百万円)を加えた額を新株予約権の目的となる株式の数で除した額とし、資本組入額は、会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額(1 円未満の端数が生じたときはその端数は切り上げます。)とします。

- 6 当社は割当先との間で本新株予約権の行使に関し、次の内容のコミットメント契約を締結しています。

- (1) 割当先は、行使期間中の毎年 6 月と 12 月の第 2 月曜日から始まる 10 取引日の間に 51 個を基本とした新株予約権を行使する義務があるものとします。なお、各行使個数については、当社よりの申し入れにより調整されることがあります。
- (2) 当社は、割当先に対し、新株予約権を 1 個 315,000 円で買取請求することができるものとします。

7 新株予約権の消却事由及び消却の条件

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日の翌日以降、会社法第 273 条第 2 項(残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法第 273 条第 2 項及び第 274 条第 3 項)の規定に従って、当社代表執行役が別途定める取得日の 2 週間前までに通知を行った上で、当該取得日に、本新株予約権 1 個あたり金 315,000 円の価額で、残存する本新株予約権の全部又は当社代表執行役が別途定める一部を取得することができます。残存する本新株予約権の一部を取得する場合には、当社代表執行役は抽選その他の合理的な方法により当該一部の決定を行うものとします。

- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が当社株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社代表執行役の決定)で承認されたときは、会社法第 273 条第 2 項の規定に従って、当社代表執行役が別途定める取得日の 2 週間前までに通知を行った上で、当該取得日に、本新株予約権 1 個あたり金 315,000 円の価額で、残存する本新株予約権の全部を取得することができます。

- 8 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編行為」と総称します。)を行う場合は、(注) 7 (2)により当社が本新株予約権を取得する場合を除き、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の本新株予約権者に対して、当該本新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」といいます。)の新株予約権で、本項第(1)号から第(7)号に定める内容のもの(以下「承継新株予約権」といいます。)を交付します。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、(注) 1 から(注) 7 に記載の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用します。ただし、吸収分割又は新設分割を行う場合は、以下の条件に沿ってその効力発生日の直前において残存する本新株予約権の本新株予約権者に対して当該本新株予約権に代えて再編対象会社の承継新株予約権を交付する旨を、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編対象会社の承継新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 承継新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とします。

- (3) 承継新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注) 2 に準じて決定します。
- (4) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、承継新株予約権の行使価額に当該各承継新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。承継新株予約権の行使価額は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において有効な本新株予約権の行使価額に準じて決定し、(注) 1 (2)(3)及び(注) 4 に準じた修正又は調整がなされるものとします。
- (5) 承継新株予約権を行使することができる期間  
組織再編行為の効力発生日から表「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間の満了日までとします。
- (6) 承継新株予約権の行使の条件及び承継新株予約権の取得条項  
表「新株予約権の行使の条件」欄及び(注) 7 に準じて決定します。
- (7) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
(注) 5 に準じて決定します。

## 第3回新株予約権(第2回株式報酬型ストックオプション)

平成19年5月11日の報酬委員会による決議及び平成20年4月7日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権の数(個)	790
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	79,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成20年5月21日～ 平成35年5月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,163 資本組入額 582 (注)2
新株予約権の行使の条件	新株予約権を割り当てられた者は、権利行使時においても、当社の執行役(グループ会社の役員等に就任する場合であって、当社の執行役に準ずる者を含む。以下、同じ。)の地位にあることを要する。ただし、当社の執行役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。 新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することは原則としてできない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 当社が株式の分割または併合を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとし、ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとし、

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、新株予約権発行日後に当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とする場合には、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的たる株式数を調整するものとし、

なお、株式の数の調整を行った場合には、発行する新株予約権の数についても上記と同様の調整を行うものとし、

- 2 新株予約権の行使による株式の発行については、自己株式を充当する場合には、資本組入は行わないものとし、

## 第4回新株予約権(第3回株式報酬型ストックオプション)

平成20年5月15日の報酬委員会及び取締役会の決議により発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権の数(個)	204
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,400 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成20年11月21日～ 平成35年11月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 711 資本組入額 356 (注)2
新株予約権の行使の条件	新株予約権を割り当てられた者は、権利行使時においても、当社の執行役(グループ会社の役員等に就任する場合であって、当社の執行役に準ずる者を含む。以下、同じ。)の地位にあることを要する。ただし、当社の執行役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。 新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することは原則としてできない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 当社が株式の分割または併合を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとし、

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、新株予約権発行日後に当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とする場合には、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的たる株式数を調整するものとし、

なお、株式の数の調整を行った場合には、発行する新株予約権の数についても上記と同様の調整を行うものとし、

2 新株予約権の行使による株式の発行については、自己株式を充当する場合には、資本組入は行わないものとし、

第5回新株予約権(第4回株式報酬型ストックオプション)

平成21年4月14日の報酬委員会及び取締役会の決議により発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権の数(個)	47
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,700 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成21年5月21日～ 平成36年5月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 765 資本組入額 383 (注) 2
新株予約権の行使の条件	新株予約権を割り当てられた者は、権利行使時においても、当社の執行役(グループ会社の役員等に就任する場合であって、当社の執行役に準ずる者を含む。以下、同じ。)の地位にあることを要する。ただし、当社の執行役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。 新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することは原則としてできない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 当社が株式の分割または併合を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとし、ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとし、

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、新株予約権発行日後に当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とする場合には、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的たる株式数を調整するものとし、

なお、株式の数の調整を行った場合には、発行する新株予約権の数についても上記と同様の調整を行うものとし、

2 新株予約権の行使による株式の発行については、自己株式を充当する場合には、資本組入は行わないものとし、

第6回新株予約権(第6回無担保転換社債型新株予約権付社債)

平成21年11月10日付の当社代表執行役の決定に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	49,981
新株予約権の数(個)	49,981
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	55,460,497 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	901.2 (注)2
新株予約権の行使期間	平成22年1月4日～ 平成24年11月20日 (注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 901.2 資本組入額 451 (注)4
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部について本新株予約権を行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権または本社債の一方のみを譲渡することはできないものとする。
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された各本社債を出資するものとし、出資される財産の価額は、各本社債の払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1 本新株予約権1個の行使により当社が交付する普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の合計額を当該行使請求日に適用のある下記(注)2記載の転換価額で除して得られる数としております。この場合に1株未満の端数を生ずる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わないものとしております。

2 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された各本社債を出資するものとし、出資される財産の価額は、各本社債の払込金額と同額としております。転換価額は、当初、908円としております。ただし、転換価額は下記(1)～(4)に定めるところに従い調整されることがあります。なお、「転換価額」とは、本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額であります。

(1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項(2)に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「新株発行等による転換価額調整式」といいます。)をもって転換価額を調整するものとしております。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(2) 新株発行等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合については、次に定めるところによるとしております。

時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を引き受ける者を募集する場合、

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合、

時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)または時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合(但し、本新株予約権付社債と同時に発行される第7回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を除く。)

- (3) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、特別配当を実施する場合には、次に定める算式をもって、転換価額を調整することとしております。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株あたり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株あたり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各社債の金額（金100万円）あたりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいいます。1株あたり特別配当の計算については、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入することとしております。

- (4) 当社は、本項(2)及び(3)に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合は社債管理者と協議のうえ、必要な転換価額の調整を行うものとしております。

株式の併合、資本金もしくは準備金の額の減少、合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）、株式交換または会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。

上記のほか、当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。

金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当が、経済的に特別配当に相当するために転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生する等、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- 3 ただし、以下の期間については、行使請求をすることができないものとしております。

- (1) 当社普通株式に係る株主確定日およびその前営業日（振替機関の休業日等でない日をいいます。以下同じ。）
- (2) 振替機関が必要であると認めた日
- (3) 平成24年11月20日以前に本社債が繰上償還される場合には、当該償還に係る元金が支払われる日の前営業日以降
- (4) 一定の事象が生じ、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した日以降
- (5) 組織再編行為において承継会社等の新株予約権が交付される場合で、本新株予約権の行使請求の停止が必要なときは、当社が、行使請求を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとする。）その他必要事項をあらかじめ書面により社債管理者に通知し、かつ、当該期間の開始日の1か月前までに必要事項を公告した場合における当該期間

- 4 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとしております。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額としております。

- 5 当社が、組織再編行為を行う場合（ただし、承継会社等の普通株式が当社の株主に交付される場合に限りません。）は、組織再編行為による本社債の繰上償還を行う場合を除き、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、本項(1)～(9)に定める内容の承継会社等の新株予約権（以下「承継新株予約権」といいます。）を交付するものとし、この場合、当該組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され（承継会社等に承継された本社債を以下「承継社債」といいます。）、承継新株予約権は承継社債に付された新株予約権となり、本新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本社債の社債要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用するものとし、

- (1) 承継新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とします。

- (2) 承継新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とします。

- (3) 承継新株予約権の目的である株式の数の算定方法

行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の金額の合計額を本項(4)に定める転換価額で除して得られる数とします。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わないものとします。

- (4) 承継新株予約権付社債の転換価額  
組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定めるものとします。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権付社債の転換価額は、上記(注)2記載の新株予約権の行使時の払込金額に準じた調整を行うこととします。
- (5) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額  
各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権が付された承継社債を出資するものとし、出資される当該承継社債の価額は、本社債の払込金額と同額とします。
- (6) 承継新株予約権を行使することができる期間  
組織再編行為の効力発生日（当社が上記(注)3(5)に定める行使を停止する期間を定めた場合には、当該組織再編行為の効力発生日または当該停止期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日）から上記(注)3に定める本新株予約権の行使請求期間の末日までとします。
- (7) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金  
承継新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。
- (8) その他の承継新株予約権の行使の条件  
各承継新株予約権の一部については、行使することができないものとします。
- (9) 承継新株予約権の取得事由  
取得事由は定めないものとします。



第7回新株予約権(第7回無担保転換社債型新株予約権付社債)

平成21年11月10日付の当社代表執行役の決定に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	49,990
新株予約権の数(個)	49,990
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	54,095,877 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	924.1 (注)2
新株予約権の行使期間	平成22年1月4日～ 平成25年11月20日 (注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 924.1 資本組入額 463 (注)4
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部について本新株予約権を行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権または本社債の一方のみを譲渡することはできないものとする。
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された各本社債を出資するものとし、出資される財産の価額は、各本社債の払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1 本新株予約権1個の行使により当社が交付する普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の合計額を当該行使請求日に適用のある下記(注)2記載の転換価額で除して得られる数としております。この場合に1株未満の端数を生ずる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わないものとしております。

2 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された各本社債を出資するものとし、出資される財産の価額は、各本社債の払込金額と同額としております。転換価額は、当初、931円としております。ただし、転換価額は下記(1)～(4)に定めるところに従い調整されることがあります。なお、「転換価額」とは、本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額であります。

(1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項(2)に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「新株発行等による転換価額調整式」といいます。)をもって転換価額を調整するものとしております。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(2) 新株発行等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合については、次に定めるところによるとしております。

時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を引き受ける者を募集する場合、

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合、

時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)または時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合(但し、本新株予約権付社債と同時に発行される第6回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を除く。)

- (3) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、特別配当を実施する場合には、次に定める算式をもって、転換価額を調整することとしております。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株あたり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株あたり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各社債の金額（金100万円）あたりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいいます。1株あたり特別配当の計算については、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入することとしております。

- (4) 当社は、本項(2)及び(3)に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合は社債管理者と協議のうえ、必要な転換価額の調整を行うものとしております。

株式の併合、資本金もしくは準備金の額の減少、合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）、株式交換または会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。

上記のほか、当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。

金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当が、経済的に特別配当に相当するために転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生する等、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- 3 ただし、以下の期間については、行使請求をすることができないものとしております。

- (1) 当社普通株式に係る株主確定日およびその前営業日（振替機関の休業日等でない日をいいます。以下同じ。）
- (2) 本社債の利息が支払われる日の前営業日
- (3) 振替機関が必要であると認めた日
- (4) 平成25年11月20日以前に本社債が繰上償還される場合には、当該償還に係る元金が支払われる日の前営業日以降
- (5) 一定の事象が生じ、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した日以降
- (6) 組織再編行為において承継会社等の新株予約権が交付される場合で、本新株予約権の行使請求の停止が必要なときは、当社が、行使請求を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとします。）その他必要事項をあらかじめ書面により社債管理者に通知し、かつ、当該期間の開始日の1か月前までに必要事項を公告した場合における当該期間

- 4 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとしております。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額としております。

- 5 当社が、組織再編行為を行う場合（ただし、承継会社等の普通株式が当社の株主に交付される場合に限りません。）は、組織再編行為による本社債の繰上償還を行う場合を除き、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、本項(1)～(9)に定める内容の承継会社等の新株予約権（以下「承継新株予約権」といいます。）を交付するものとします。この場合、当該組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され（承継会社等に承継された本社債を以下「承継社債」といいます。）、承継新株予約権は承継社債に付された新株予約権となり、本新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本社債の社債要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用するものとします。

- (1) 承継新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とします。

- (2) 承継新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とします。

- (3) 承継新株予約権の目的である株式の数の算定方法

行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の金額の合計額を本項(4)に定める転換価額で除して得られる数とします。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わないものとします。

- (4) 承継新株予約権付社債の転換価額  
組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定めるものとします。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権付社債の転換価額は、上記(注)2記載の新株予約権の行使時の払込金額に準じた調整を行うこととします。
- (5) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額  
各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権が付された承継社債を出資するものとし、出資される当該承継社債の価額は、本社債の払込金額と同額とします。
- (6) 承継新株予約権を行使することができる期間  
組織再編行為の効力発生日（当社が上記(注)3(6)に定める行使を停止する期間を定めた場合には、当該組織再編行為の効力発生日または当該停止期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日）から上記(注)3に定める本新株予約権の行使請求期間の末日までとします。
- (7) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金  
承継新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。
- (8) その他の承継新株予約権の行使の条件  
各承継新株予約権の一部については、行使することができないものとします。
- (9) 承継新株予約権の取得事由  
取得事由は定めないものとします。

第8回新株予約権(第5回株式報酬型ストックオプション)

平成22年5月13日の報酬委員会及び取締役会の決議により発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権の数(個)	975
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	97,500 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成22年7月21日～ 平成37年7月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 886 資本組入額 443 (注)2
新株予約権の行使の条件	新株予約権を割り当てられた者は、権利行使時においても、当社の執行役(グループ会社の役員等に就任する場合であって、当社の執行役に準ずる者を含む。以下、同じ。)の地位にあることを要する。ただし、当社の執行役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。 新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することは原則としてできない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 当社が株式の分割または併合を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとし、

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、新株予約権発行日後に当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とする場合には、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的たる株式数を調整するものとし、

なお、株式の数の調整を行った場合には、発行する新株予約権の数についても上記と同様の調整を行うものとし、

2 新株予約権の行使による株式の発行については、自己株式を充当する場合には、資本組入は行わないものとし、

第9回新株予約権(第6回株式報酬型ストックオプション)

平成23年5月19日の報酬委員会及び取締役会の決議により発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第2四半期会計期間末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権の数(個)	782
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	78,200 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成23年7月21日～ 平成38年7月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 806 資本組入額 403 (注)2
新株予約権の行使の条件	新株予約権を割り当てられた者は、権利行使時においても、当社の執行役(グループ会社の役員等に就任する場合であって、当社の執行役に準ずる者を含む。以下、同じ。)の地位にあることを要する。ただし、当社の執行役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。 新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することは原則としてできない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 当社が株式の分割または併合を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとし、ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとし、

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、新株予約権発行日後に当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とする場合には、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的たる株式数を調整するものとし、

なお、株式の数の調整を行った場合には、発行する新株予約権の数についても上記と同様の調整を行うものとし、

2 新株予約権の行使による株式の発行については、自己株式を充当する場合には、資本組入は行わないものとし、

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第1四半期連結会計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日)	第2四半期連結会計期間 (自 平成23年6月1日 至 平成23年8月31日)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数		
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数		
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等		
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額		
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	102	102
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	445,566	445,566
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	2,288	2,288
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	1,019	1,019

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年6月1日～ 平成23年8月31日		800,446,214		199,054		264,963

(6) 【大株主の状況】

平成23年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	42,714	5.34
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号	40,422	5.05
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	29,860	3.73
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	23,914	2.99
公益財団法人イオン環境財団	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	21,128	2.64
公益財団法人岡田文化財団	三重県三重郡菰野町大羽根園松ヶ枝町21-6	20,081	2.51
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町一丁目13番2号	18,133	2.27
イオン社員持株会	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1 イオン株式会社	14,398	1.80
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000 AUSTRALIA (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	13,014	1.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	11,220	1.40
計		234,887	29.34

(注) 1 上記銀行の所有株式数には、信託業務に係る株式が以下のとおり含まれております。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 42,714千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 29,860

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9) 11,220

2 当社は自己株式35,211千株(所有割合4.40%)を保有しておりますが、上記大株主の状況には含めておりません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 35,211,500 (相互保有株式) 普通株式 177,900		
完全議決権株式(その他)	普通株式 764,825,000	7,648,250	
単元未満株式(注)	普通株式 231,814		一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	800,446,214		
総株主の議決権		7,648,250	

(注) 上記「単元未満株式」の「株式数」の欄には、自己株式等が以下のとおり含まれております。  
イオン(株) 84株

【自己株式等】

平成23年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) イオン(株)	千葉県美浜区中瀬一丁目 5番地1	35,211,500		35,211,500	4.40
(相互保有株式) (株)夕カキュー	東京都板橋区板橋三丁目 9番7号	177,900		177,900	0.02
計		35,389,400		35,389,400	4.42

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年 3月	4月	5月	6月	7月	8月
最高(円)	1,042	982	984	968	1,006	984
最低(円)	818	916	921	888	964	899

(注) 上記の株価は東京証券取引所(市場第一部)によるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。



## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期連結会計期間(平成22年6月1日から平成22年8月31日まで)及び前第2四半期連結累計期間(平成22年3月1日から平成22年8月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間(平成23年6月1日から平成23年8月31日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成23年3月1日から平成23年8月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間(平成22年6月1日から平成22年8月31日まで)及び前第2四半期連結累計期間(平成22年3月1日から平成22年8月31日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第2四半期連結会計期間(平成23年6月1日から平成23年8月31日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成23年3月1日から平成23年8月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成23年8月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成23年2月28日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	320,812	320,212
受取手形及び売掛金	467,596	416,548
有価証券	3,487	4,509
たな卸資産	<sup>1</sup> 313,085	<sup>1</sup> 308,951
繰延税金資産	44,022	40,728
営業貸付金	276,239	293,427
その他	190,073	178,329
貸倒引当金	53,505	53,245
流動資産合計	1,561,811	1,509,462
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	1,002,244	910,075
工具、器具及び備品（純額）	114,081	108,186
土地	379,995	354,029
建設仮勘定	15,060	24,796
その他（純額）	18,029	9,980
有形固定資産合計	<sup>2</sup> 1,529,410	<sup>2</sup> 1,407,068
無形固定資産		
のれん	<sup>3</sup> 78,601	<sup>3</sup> 74,753
ソフトウェア	30,229	27,514
その他	13,464	15,098
無形固定資産合計	122,295	117,365
投資その他の資産		
投資有価証券	267,741	274,507
繰延税金資産	92,375	63,981
差入保証金	329,748	324,916
その他	103,087	92,330
貸倒引当金	15,627	15,004
投資その他の資産合計	777,326	740,731
固定資産合計	2,429,032	2,265,166
資産合計	3,990,843	3,774,628

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成23年8月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成23年2月28日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	709,268	640,114
短期借入金	47,084	52,065
1年内返済予定の長期借入金	223,824	217,028
1年内償還予定の社債	45,773	15,311
コマーシャル・ペーパー	3,000	5,410
未払法人税等	27,170	44,838
賞与引当金	15,725	17,991
店舗閉鎖損失引当金	1,788	8,397
ポイント引当金	15,931	12,070
災害損失引当金	7,119	-
その他の引当金	625	1,472
設備関係支払手形	63,065	30,861
その他	417,463	373,349
流動負債合計	1,577,842	1,418,913
固定負債		
社債	196,050	215,209
新株予約権付社債	99,971	99,976
長期借入金	553,697	547,624
繰延税金負債	6,383	8,390
退職給付引当金	4,957	8,271
店舗閉鎖損失引当金	1,552	2,448
利息返還損失引当金	12,516	16,017
その他の引当金	4,098	4,095
資産除去債務	40,393	-
長期預り保証金	233,450	216,844
その他	32,999	17,601
固定負債合計	1,186,069	1,136,478
負債合計	2,763,912	2,555,391
純資産の部		
株主資本		
資本金	199,054	199,054
資本剰余金	264,963	264,963
利益剰余金	507,990	496,648
自己株式	61,451	61,458
株主資本合計	910,557	899,208
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	495	3,401
繰延ヘッジ損益	2,614	1,225
為替換算調整勘定	15,173	14,012
評価・換算差額等合計	18,282	11,836
新株予約権	1,353	1,118
少数株主持分	333,303	330,746
純資産合計	1,226,931	1,219,236
負債純資産合計	3,990,843	3,774,628

(2)【四半期連結損益計算書】  
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年8月31日)
売上高	2,247,586	2,240,139
売上原価	1,643,568	1,641,559
売上総利益	604,018	598,580
その他の営業収入	257,534	269,854
営業総利益	861,552	868,434
販売費及び一般管理費	799,377	792,010 <sup>1</sup>
営業利益	62,175	76,424
営業外収益		
受取利息	2,046	1,441
受取配当金	636	812
負ののれん償却額	5,630	5,509
その他	5,587	6,054
営業外収益合計	13,900	13,817
営業外費用		
支払利息	5,616	4,992
持分法による投資損失	541	-
その他	2,346	2,285
営業外費用合計	8,504	7,278
経常利益	67,572	82,963
特別利益		
子会社株式売却益	17,747	-
差入保証金回収益	1,329	2,933
受取保険金	-	4,739 <sup>2</sup>
その他	5,054	6,269
特別利益合計	24,131	13,942
特別損失		
減損損失	7,806	3,906
災害による損失	-	30,459 <sup>3</sup>
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	17,773
その他	4,696	9,271
特別損失合計	12,502	61,410
税金等調整前四半期純利益	79,200	35,495
法人税、住民税及び事業税	29,340	26,324
法人税等調整額	3,598	29,236
法人税等合計	32,939	2,911
少数株主損益調整前四半期純利益	-	38,407
少数株主利益	12,632	10,991
四半期純利益	33,628	27,416

## 【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自平成22年6月1日 至平成22年8月31日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成23年6月1日 至平成23年8月31日)
売上高	1,158,544	1,170,421
売上原価	847,029	856,057
売上総利益	311,515	314,363
その他の営業収入	132,047	139,611
営業総利益	443,562	453,975
販売費及び一般管理費	403,168	1 405,853
営業利益	40,394	48,122
営業外収益		
受取利息	699	737
受取配当金	524	432
負ののれん償却額	2,781	2,744
その他	2,189	3,553
営業外収益合計	6,195	7,468
営業外費用		
支払利息	2,781	2,479
その他	959	1,025
営業外費用合計	3,741	3,504
経常利益	42,848	52,085
特別利益		
負ののれん発生益	-	2,434
差入保証金回収益	487	1,727
受取保険金	-	2 2,166
その他	1,042	374
特別利益合計	1,530	6,703
特別損失		
減損損失	5,511	2,495
段階取得に係る差損	-	1,735
その他	2,186	4,249
特別損失合計	7,697	8,479
税金等調整前四半期純利益	36,681	50,309
法人税、住民税及び事業税	14,279	14,959
法人税等調整額	259	4,658
法人税等合計	14,538	19,617
少数株主損益調整前四半期純利益	-	30,691
少数株主利益	7,783	9,037
四半期純利益	14,358	21,654

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	79,200	35,495
減価償却費	68,873	66,944
のれん償却額	3,493	3,965
負ののれん償却額	5,630	5,509
貸倒引当金の増減額（は減少）	16,239	11,830
利息返還損失引当金の増減額（は減少）	3,288	3,500
賞与引当金の増減額（は減少）	106	2,928
退職給付引当金の増減額（は減少）	988	3,314
店舗閉鎖損失引当金の増減額（は減少）	648	5,933
受取利息及び受取配当金	2,683	2,254
支払利息	5,616	4,992
持分法による投資損益（は益）	541	866
減損損失	7,806	3,906
災害損失	-	30,459
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	17,773
子会社株式売却損益（は益）	17,747	-
売上債権の増減額（は増加）	71,404	54,637
たな卸資産の増減額（は増加）	26,491	8,512
営業貸付金の増減額（は増加）	970	7,282
仕入債務の増減額（は減少）	32,804	68,019
その他の資産・負債の増減額	20,620	25,608
その他	948	986
小計	56,448	173,271
利息及び配当金の受取額	2,616	2,044
利息の支払額	5,589	5,035
法人税等の支払額	33,605	44,244
保険金の受取額	-	739
災害損失の支払額	-	5,484
営業活動によるキャッシュ・フロー	19,870	121,291

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年8月31日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	788	-
有価証券の売却による収入	2,940	1,000
有形固定資産の取得による支出	95,907	106,550
有形固定資産の売却による収入	4,712	854
投資有価証券の取得による支出	4,594	502
投資有価証券の売却による収入	3,042	10
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	2,241
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	1,513	365
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	10,925	-
貸付金の回収による収入	<sup>2</sup> 44,805	297
差入保証金の差入による支出	7,856	10,151
差入保証金の回収による収入	15,749	18,861
預り保証金の受入による収入	9,891	9,061
預り保証金の返還による支出	8,947	8,578
その他	155	2,981
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>46,521</b>	<b>100,554</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金及びコマーシャル・ペーパーの増減額（は減少）	18,897	8,600
長期借入れによる収入	98,627	112,199
長期借入金の返済による支出	99,814	113,014
社債の発行による収入	3,126	21,482
社債の償還による支出	13,163	10,731
配当金の支払額	15,304	16,069
少数株主への配当金の支払額	5,765	5,924
その他	312	182
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>51,503</b>	<b>20,841</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,009	363
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	81,163	468
現金及び現金同等物の期首残高	280,521	306,820
現金及び現金同等物の四半期末残高	<sup>1</sup> 199,358	306,352

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日至平成23年8月31日)
1 連結の範囲に関する事項の変更	<p>以下の9社を新たに連結子会社としました。            設立：コスメーム(株)            AEON FANTASY (MALAYSIA) SDN.BHD.            AEON CREDIT SERVICE INDIA PRIVATE LIMITED            AEON MICRO FINANCE (SHENYANG) CO.,LTD.            AEON MALL INVESTMENT (CAMBODIA) CO.,LTD.            AEON MALL (CAMBODIA) CO.,LTD.</p> <p>株式取得：(株)カジタク            株式の追加取得：            ロック開発(株)            エイ・ジー・サービス(株)</p> <p>以下の4社を連結から除外しました。            合併：(株)マイカル            イオンペーカリーシステム(株)            清算：LAURA ASHLEY SINGAPORE PTE.LTD.            LAURA ASHLEY(MALAYSIA)SDN.BHD.</p> <p>イオン琉球(株)は当四半期連結累計期間に社名変更しました。(旧社名：琉球ジャスコ(株))            イオンビッグ(株)は当四半期連結累計期間に社名変更しました。(旧社名：(株)マイカル東北)            イオンペーカリー(株)は当四半期連結累計期間に社名変更しました。(旧社名：(株)マイカルカンテポール)</p>
2 持分法の適用に関する事項の変更	<p>以下の1社を新たに持分法適用会社としました。            株式取得：ROBINSONS CONVENIENCE STORES, INC.</p> <p>以下の2社を持分法適用会社から除外しました。            連結子会社へ移行：            ロック開発(株)            エイ・ジー・サービス(株)</p>
3 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 資産除去債務に関する会計基準等            第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。            これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益及び経常利益はそれぞれ1,038百万円減少し、税金等調整前四半期純利益は18,812百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は38,050百万円であります。</p> <p>(2) 持分法に関する会計基準及び持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い            第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号平成20年3月10日)を適用しております。</p>



【表示方法の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年8月31日)
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第2四半期連結累計期間においては、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

当第2四半期連結会計期間 (自 平成23年6月1日 至 平成23年8月31日)
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第2四半期連結会計期間においては、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

【追加情報】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年8月31日)
(災害損失引当金の計上基準) 東日本大震災により被害を受けた固定資産の復旧費用等のうち、当第2四半期連結累計期間末後に発生すると見込まれる金額を見積り計上しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成23年8月31日)	前連結会計年度末 (平成23年2月28日)																																																
<p>1 たな卸資産の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">商品</td> <td style="text-align: right;">307,553</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>原材料及び貯蔵品</td> <td style="text-align: right;">5,532</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3"><hr/></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">313,085</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額 1,087,687 百万円</p> <p>3 のれん及び負ののれん のれん及び負ののれんは相殺表示しております。 相殺前の金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">のれん</td> <td style="text-align: right;">92,582</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td style="text-align: right;">13,980</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3"><hr/></td> </tr> <tr> <td>差引</td> <td style="text-align: right;">78,601</td> <td></td> </tr> </table> <p>4 偶発債務 (借入債務等の保証額)</p> <p>(1) 取引先等の借入金に対する保証 一般顧客 17,514 百万円 上記金額には、外貨保証金額345百万円(27,721千円)が含まれております。</p> <p>(2) 経営指導念書等 提出会社は、主要な関連会社の資金調達に関連して、各社の健全な財政状態の維持責任を負うこと等を約した経営指導念書等を金融機関等に対して差し入れております。なお、上記経営指導念書等のうち、「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」(平成11年2月22日 日本公認会計士協会監査委員会報告第61号)に基づく保証類似行為に該当するものはありません。</p> <p>(3) 特別目的会社等との取引 一部の連結子会社は、フォレストー特定目的会社との間で、同社が当該連結子会社に賃貸する建物の建設資金の調達のために発行した社債の元本相当額(8,700百万円)を、建物の賃貸借期間終了時に同社へ支払い、当該建物の処分価額の一部等を同社から受取るとを約した契約を締結しております。 一部の連結子会社は、(有)ネオパス・エフアイエス(特別目的会社)と建物賃貸借契約を締結しておりますが、解約不能期間終了時において同社が土地信託受益権を売却した場合で、売却額が取得価額の50%を下回る場合には、取得価額の50%を下回った全額(最大で10,308百万円)を同社に支払う契約を締結しております。</p>	商品	307,553	百万円	原材料及び貯蔵品	5,532		<hr/>			計	313,085		のれん	92,582	百万円	負ののれん	13,980		<hr/>			差引	78,601		<p>1 たな卸資産の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">商品</td> <td style="text-align: right;">302,090</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>原材料及び貯蔵品</td> <td style="text-align: right;">6,860</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3"><hr/></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">308,951</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額 1,023,259 百万円</p> <p>3 のれん及び負ののれん のれん及び負ののれんは相殺表示しております。 相殺前の金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">のれん</td> <td style="text-align: right;">94,242</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td style="text-align: right;">19,489</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3"><hr/></td> </tr> <tr> <td>差引</td> <td style="text-align: right;">74,753</td> <td></td> </tr> </table> <p>4 偶発債務 (借入債務等の保証額)</p> <p>(1) 取引先等の借入金に対する保証 一般顧客 11,064 百万円 上記金額には、外貨保証金額336百万円(27,402千円)が含まれております。</p> <p>(2) 経営指導念書等 同左</p> <p>(3) 特別目的会社等との取引 同左  一部の連結子会社は、(有)ネオパス・エフアイエス(特別目的会社)と建物賃貸借契約を締結しておりますが、解約不能期間終了時において同社が土地信託受益権を売却し売却損失が発生した場合には、当該売却損失のうち4,400百万円を限度額として同社に支払う契約を締結しております。但し、当該土地信託受益権の売却額が取得価額の50%を下回る場合には、当該連結子会社は上記の限度額に加え、売却額が取得価額の50%を下回った額の半分(最大で5,150百万円)についても、同社に支払う契約となっております。</p>	商品	302,090	百万円	原材料及び貯蔵品	6,860		<hr/>			計	308,951		のれん	94,242	百万円	負ののれん	19,489		<hr/>			差引	74,753	
商品	307,553	百万円																																															
原材料及び貯蔵品	5,532																																																
<hr/>																																																	
計	313,085																																																
のれん	92,582	百万円																																															
負ののれん	13,980																																																
<hr/>																																																	
差引	78,601																																																
商品	302,090	百万円																																															
原材料及び貯蔵品	6,860																																																
<hr/>																																																	
計	308,951																																																
のれん	94,242	百万円																																															
負ののれん	19,489																																																
<hr/>																																																	
差引	74,753																																																

当第2四半期連結会計期間末 (平成23年8月31日)	前連結会計年度末 (平成23年2月28日)
<p>(有)タカクラ・ファンディング・コーポレーション(特別目的会社)他1社は、一部の連結子会社に賃貸する建物の建設資金等を金融機関より借入れておりますが、当該連結子会社は、当該金融機関との間で、当該特別目的会社が支払不能に陥った場合等の特定の事由が生じた場合には、当該金融機関が当該特別目的会社に対する貸付債権の一部(当第2四半期連結会計期間末現在8,256百万円)を当該連結子会社に売り渡すことができる旨の契約を締結しております。なお、当該契約により当該連結子会社が貸付債権を取得した場合には、当該連結子会社は当該特別目的会社との建物賃貸借契約(当第2四半期連結会計期間末現在の解約不能期間の未経過リース料9,300百万円)を終了することができます。</p>	<p>(有)タカクラ・ファンディング・コーポレーション(特別目的会社)他1社は、一部の連結子会社に賃貸する建物の建設資金等を金融機関より借入れておりますが、当該連結子会社は、当該金融機関との間で、当該特別目的会社が支払不能に陥った場合等の特定の事由が生じた場合には、当該金融機関が当該特別目的会社に対する貸付債権の一部(当連結会計年度末現在8,775百万円)を当該連結子会社に売り渡すことができる旨の契約を締結しております。なお、当該契約により当該連結子会社が貸付債権を取得した場合には、当該連結子会社は当該特別目的会社との建物賃貸借契約(当連結会計年度末現在の解約不能期間の未経過リース料10,656百万円)を終了することができます。</p>

(四半期連結損益計算書関係)

第2四半期連結累計期間

前第2四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年8月31日)																																																																								
<p>販売費及び一般管理費の主なもの</p> <table> <tr><td>広告宣伝費</td><td>46,805</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>16,598</td><td></td></tr> <tr><td>従業員給料及び賞与</td><td>269,893</td><td></td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>15,617</td><td></td></tr> <tr><td>法定福利及び厚生費</td><td>42,395</td><td></td></tr> <tr><td>水道光熱費</td><td>44,078</td><td></td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>64,039</td><td></td></tr> <tr><td>修繕維持費</td><td>41,703</td><td></td></tr> <tr><td>地代家賃</td><td>135,656</td><td></td></tr> <tr><td>のれん償却額</td><td>3,493</td><td></td></tr> </table>	広告宣伝費	46,805	百万円	貸倒引当金繰入額	16,598		従業員給料及び賞与	269,893		賞与引当金繰入額	15,617		法定福利及び厚生費	42,395		水道光熱費	44,078		減価償却費	64,039		修繕維持費	41,703		地代家賃	135,656		のれん償却額	3,493		<p>1 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <table> <tr><td>広告宣伝費</td><td>50,090</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>12,203</td><td></td></tr> <tr><td>従業員給料及び賞与</td><td>270,131</td><td></td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>15,725</td><td></td></tr> <tr><td>法定福利及び厚生費</td><td>42,692</td><td></td></tr> <tr><td>水道光熱費</td><td>40,226</td><td></td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>62,675</td><td></td></tr> <tr><td>修繕維持費</td><td>46,025</td><td></td></tr> <tr><td>地代家賃</td><td>132,731</td><td></td></tr> <tr><td>のれん償却額</td><td>3,575</td><td></td></tr> </table> <p>2 受取保険金 東日本大震災及び静岡県東部を震源とする地震による被害に対応するものであります。</p> <p>3 災害による損失 東日本大震災及び静岡県東部を震源とする地震により被害を受けた損失額であり、その主な内容は以下のとおりであります。</p> <table> <tr><td>修繕費</td><td>16,481</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>商品破損</td><td>4,860</td><td></td></tr> <tr><td>その他</td><td>9,117</td><td></td></tr> <tr><td>計</td><td>30,459</td><td></td></tr> </table> <p>上記のうち、災害損失引当金に繰り入れた金額は7,119百万円であります。</p>	広告宣伝費	50,090	百万円	貸倒引当金繰入額	12,203		従業員給料及び賞与	270,131		賞与引当金繰入額	15,725		法定福利及び厚生費	42,692		水道光熱費	40,226		減価償却費	62,675		修繕維持費	46,025		地代家賃	132,731		のれん償却額	3,575		修繕費	16,481	百万円	商品破損	4,860		その他	9,117		計	30,459	
広告宣伝費	46,805	百万円																																																																							
貸倒引当金繰入額	16,598																																																																								
従業員給料及び賞与	269,893																																																																								
賞与引当金繰入額	15,617																																																																								
法定福利及び厚生費	42,395																																																																								
水道光熱費	44,078																																																																								
減価償却費	64,039																																																																								
修繕維持費	41,703																																																																								
地代家賃	135,656																																																																								
のれん償却額	3,493																																																																								
広告宣伝費	50,090	百万円																																																																							
貸倒引当金繰入額	12,203																																																																								
従業員給料及び賞与	270,131																																																																								
賞与引当金繰入額	15,725																																																																								
法定福利及び厚生費	42,692																																																																								
水道光熱費	40,226																																																																								
減価償却費	62,675																																																																								
修繕維持費	46,025																																																																								
地代家賃	132,731																																																																								
のれん償却額	3,575																																																																								
修繕費	16,481	百万円																																																																							
商品破損	4,860																																																																								
その他	9,117																																																																								
計	30,459																																																																								

第2 四半期連結会計期間

前第2 四半期連結会計期間 (自 平成22年 6月 1日 至 平成22年 8月31日)	当第2 四半期連結会計期間 (自 平成23年 6月 1日 至 平成23年 8月31日)																																								
<p>販売費及び一般管理費の主なもの</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">22,886 百万円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">8,932</td> </tr> <tr> <td>従業員給料及び賞与</td> <td style="text-align: right;">127,888</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">15,617</td> </tr> <tr> <td>法定福利及び厚生費</td> <td style="text-align: right;">21,217</td> </tr> <tr> <td>水道光熱費</td> <td style="text-align: right;">24,350</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">31,842</td> </tr> <tr> <td>修繕維持費</td> <td style="text-align: right;">19,326</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td style="text-align: right;">67,736</td> </tr> <tr> <td>のれん償却額</td> <td style="text-align: right;">1,734</td> </tr> </table>	広告宣伝費	22,886 百万円	貸倒引当金繰入額	8,932	従業員給料及び賞与	127,888	賞与引当金繰入額	15,617	法定福利及び厚生費	21,217	水道光熱費	24,350	減価償却費	31,842	修繕維持費	19,326	地代家賃	67,736	のれん償却額	1,734	<p>1 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">25,974 百万円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">5,843</td> </tr> <tr> <td>従業員給料及び賞与</td> <td style="text-align: right;">130,130</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">15,725</td> </tr> <tr> <td>法定福利及び厚生費</td> <td style="text-align: right;">21,745</td> </tr> <tr> <td>水道光熱費</td> <td style="text-align: right;">22,202</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">31,394</td> </tr> <tr> <td>修繕維持費</td> <td style="text-align: right;">22,990</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td style="text-align: right;">66,788</td> </tr> <tr> <td>のれん償却額</td> <td style="text-align: right;">1,784</td> </tr> </table> <p>2 受取保険金 東日本大震災及び静岡県東部を震源とする地震による被害に対応するものであります。</p>	広告宣伝費	25,974 百万円	貸倒引当金繰入額	5,843	従業員給料及び賞与	130,130	賞与引当金繰入額	15,725	法定福利及び厚生費	21,745	水道光熱費	22,202	減価償却費	31,394	修繕維持費	22,990	地代家賃	66,788	のれん償却額	1,784
広告宣伝費	22,886 百万円																																								
貸倒引当金繰入額	8,932																																								
従業員給料及び賞与	127,888																																								
賞与引当金繰入額	15,617																																								
法定福利及び厚生費	21,217																																								
水道光熱費	24,350																																								
減価償却費	31,842																																								
修繕維持費	19,326																																								
地代家賃	67,736																																								
のれん償却額	1,734																																								
広告宣伝費	25,974 百万円																																								
貸倒引当金繰入額	5,843																																								
従業員給料及び賞与	130,130																																								
賞与引当金繰入額	15,725																																								
法定福利及び厚生費	21,745																																								
水道光熱費	22,202																																								
減価償却費	31,394																																								
修繕維持費	22,990																																								
地代家賃	66,788																																								
のれん償却額	1,784																																								

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2 四半期連結累計期間 (自 平成22年 3月 1日 至 平成22年 8月31日)	当第2 四半期連結累計期間 (自 平成23年 3月 1日 至 平成23年 8月31日)																				
<p>1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年 8月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">215,175百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月超の定期預金</td> <td style="text-align: right;">12,713</td> </tr> <tr> <td>負の現金同等物としての当座借越</td> <td style="text-align: right;">1,831</td> </tr> <tr> <td>保険料預り金等</td> <td style="text-align: right;">1,272</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">199,358百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金	215,175百万円	預入期間が3ヶ月超の定期預金	12,713	負の現金同等物としての当座借越	1,831	保険料預り金等	1,272	現金及び現金同等物	199,358百万円	<p>現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年 8月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">320,812百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月超の定期預金</td> <td style="text-align: right;">13,873</td> </tr> <tr> <td>負の現金同等物としての当座借越</td> <td style="text-align: right;">688</td> </tr> <tr> <td>預け金</td> <td style="text-align: right;">101</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">306,352百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金	320,812百万円	預入期間が3ヶ月超の定期預金	13,873	負の現金同等物としての当座借越	688	預け金	101	現金及び現金同等物	306,352百万円
現金及び預金	215,175百万円																				
預入期間が3ヶ月超の定期預金	12,713																				
負の現金同等物としての当座借越	1,831																				
保険料預り金等	1,272																				
現金及び現金同等物	199,358百万円																				
現金及び預金	320,812百万円																				
預入期間が3ヶ月超の定期預金	13,873																				
負の現金同等物としての当座借越	688																				
預け金	101																				
現金及び現金同等物	306,352百万円																				
<p>2 貸付金の回収による収入 当連結会計年度の期首において連結の範囲から除外した米国のタルボット社からの貸付金の返済額(44,480百万円)を含んでおります。</p>																					

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成23年8月31日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成23年3月1日至平成23年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	800,446

2. 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	35,287

3. 新株予約権の四半期連結会計期間末残高等

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる 株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	第2回新株予約権	普通株式	289
	ストック・オプションと しての新株予約権		386
連結子会社	ストック・オプションと しての新株予約権		677
合計			1,353

4. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年4月14日 取締役会	普通株式	16,069	21	平成23年2月28日	平成23年4月27日	利益剰余金

(注) 1株当たり配当額には、特別配当3円を含んでおります。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自 平成22年6月1日 至 平成22年8月31日)

	総合小売 (百万円)	専門店 (百万円)	ディベ ロッパー (百万円)	サービス等 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益							
(1) 外部顧客に 対する営業収益	1,036,555	132,302	29,523	92,210	1,290,592		1,290,592
(2) セグメント間の内部 営業収益又は振替高	6,183	2,446	12,979	188,542	210,150	(210,150)	
計	1,042,738	134,748	42,502	280,752	1,500,742	(210,150)	1,290,592
営業利益	18,760	2,873	8,431	7,856	37,921	2,472	40,394

前第2四半期連結累計期間(自 平成22年3月1日 至 平成22年8月31日)

	総合小売 (百万円)	専門店 (百万円)	ディベ ロッパー (百万円)	サービス等 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益							
(1) 外部顧客に 対する営業収益	2,017,726	252,599	58,342	176,452	2,505,121		2,505,121
(2) セグメント間の内部 営業収益又は振替高	16,224	5,369	25,765	367,650	415,009	(415,009)	
計	2,033,951	257,968	84,108	544,102	2,920,130	(415,009)	2,505,121
営業利益	21,640	1,572	17,635	17,055	57,903	4,271	62,175

(注) 1 事業区分の方法

事業は、グループ内の事業展開を基準として区分しております。

2 各事業区分の主要な内容

(1) 総合小売事業.....ゼネラル・マーチャндаイズ・ストア(GMS)、スーパーマーケット、  
コンビニエンスストア及び百貨店等

(2) 専門店事業.....婦人服、ファミリーカジュアルファッション、ヘルス&ビューティー及び  
靴等を販売する専門店

(3) ディベロッパー事業.....商業施設を開発・賃貸運営するディベロッパー

(4) サービス等事業.....金融、アミューズメント、外食、店舗メンテナンス、卸売業等

(注) 提出会社の純粋持株会社機能については、「消去又は全社」欄に含めております。

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自 平成22年6月1日 至 平成22年8月31日)

	日本 (百万円)	アジア等 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益					
(1) 外部顧客に 対する営業収益	1,223,778	66,813	1,290,592		1,290,592
(2) セグメント間の内部 営業収益又は振替高	616	991	1,607	(1,607)	
計	1,224,394	67,805	1,292,199	(1,607)	1,290,592
営業利益	34,048	3,831	37,880	2,514	40,394

(注) 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域

(1) 国又は地域の区分の方法.....地理的近接度によっております。

(2) 各区分に属する主な国又は地域.....アジア等：中華人民共和国、大韓民国、台湾、マレーシア、  
タイ、シンガポール、インドネシア、ベトナム、  
オーストラリア、米国

(注) 提出会社の純粋持株会社機能については、「消去又は全社」欄に含めております。

(追加情報)

前連結会計年度末において提出会社の連結子会社であった米国のタルボット社（THE TALBOTS, INC.：イオンUSA社（AEON(U.S.A.), INC.）の子会社）は、平成22年4月7日付で提出会社の連結子会社であるイオンUSA社が保有するタルボット社株式の全株式をタルボット社に譲渡したことにより、当連結会計年度期首において、提出会社の連結範囲から除外いたしました。これにより、北米事業の重要性がなくなったため、第1四半期連結会計期間より「北米」は「アジア等」に含めて記載しております。なお、当第2四半期連結会計期間における「北米」の営業収益は零、営業損失が101百万円であります。

前第2四半期連結累計期間(自 平成22年3月1日 至 平成22年8月31日)

	日本 (百万円)	アジア等 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益					
(1) 外部顧客に 対する営業収益	2,369,441	135,679	2,505,121		2,505,121
(2) セグメント間の内部 営業収益又は振替高	1,230	1,859	3,090	(3,090)	
計	2,370,672	137,538	2,508,211	(3,090)	2,505,121
営業利益	50,803	7,174	57,977	4,198	62,175

(注) 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域

(1) 国又は地域の区分の方法.....地理的近接度によっております。

(2) 各区分に属する主な国又は地域.....アジア等：中華人民共和国、大韓民国、台湾、マレーシア、  
タイ、シンガポール、インドネシア、ベトナム、  
オーストラリア、米国

(注) 提出会社の純粋持株会社機能については、「消去又は全社」欄に含めております。

(追加情報)

前連結会計年度末において提出会社の連結子会社であった米国のタルボット社（THE TALBOTS, INC.：イオンUSA社（AEON(U.S.A.), INC.）の子会社）は、平成22年4月7日付で提出会社の連結子会社であるイオンUSA社が保有するタルボット社株式の全株式をタルボット社に譲渡したことにより、当連結会計年度期首において、提出会社の連結範囲から除外いたしました。これにより、北米事業の重要性がなくなったため、第1四半期連結累計期間より「北米」は「アジア等」に含めて記載しております。なお、当第2四半期連結累計期間における「北米」の営業収益は零、営業損失が145百万円であります。

【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間(自 平成22年6月1日 至 平成22年8月31日)

	アジア等	計
海外営業収益(百万円)	66,813	66,813
連結営業収益(百万円)		1,290,592
連結営業収益に占める 海外営業収益の割合(%)	5.2	5.2

(注) 1 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域

(1) 国又は地域の区分の方法.....地理的近接度によっております。

(2) 各区分に属する主な国又は地域.....アジア等：中華人民共和国、大韓民国、台湾、マレーシア、タイ、シンガポール、インドネシア、ベトナム、オーストラリア、米国

2 海外営業収益は、提出会社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高及びその他の営業収入の合計額であります。

(追加情報)

前連結会計年度末において提出会社の連結子会社であった米国のタルボット社（THE TALBOTS, INC.：イオンUSA社(AEON(U.S.A.), INC.)の子会社）は、平成22年4月7日付で提出会社の連結子会社であるイオンUSA社が保有するタルボット社株式の全株式をタルボット社に譲渡したことにより、当連結会計年度期首において、提出会社の連結範囲から除外いたしました。これにより、当第2四半期連結会計期間における「北米」の海外営業収益は零となっております。

前第2四半期連結累計期間(自 平成22年3月1日 至 平成22年8月31日)

	アジア等	計
海外営業収益(百万円)	135,679	135,679
連結営業収益(百万円)		2,505,121
連結営業収益に占める 海外営業収益の割合(%)	5.4	5.4

(注) 1 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域

(1) 国又は地域の区分の方法.....地理的近接度によっております。

(2) 各区分に属する主な国又は地域.....アジア等：中華人民共和国、大韓民国、台湾、マレーシア、タイ、シンガポール、インドネシア、ベトナム、オーストラリア、米国

2 海外営業収益は、提出会社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高及びその他の営業収入の合計額であります。

(追加情報)

前連結会計年度末において提出会社の連結子会社であった米国のタルボット社（THE TALBOTS, INC.：イオンUSA社(AEON(U.S.A.), INC.)の子会社）は、平成22年4月7日付で提出会社の連結子会社であるイオンUSA社が保有するタルボット社株式の全株式をタルボット社に譲渡したことにより、当連結会計年度期首において、提出会社の連結範囲から除外いたしました。これにより、当第2四半期連結累計期間における「北米」の海外営業収益は零となっております。



## 【セグメント情報】

### 1 報告セグメントの概要

当社は「委員会設置会社」を経営統治形態としています。経営の監督と執行の機能を各々取締役と執行役に明確に分離し、中長期目標の達成に向けて執行役に大幅な権限委譲を図ることで、迅速な経営の意思決定を実現しています。

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、当社（純粋持株会社）の下、GMS事業（総合スーパー）を核とした小売事業を中心として、総合金融、ディベロッパー、サービス等の各事業を複合的に展開しています。

したがって、報告セグメント及びその他事業セグメントの主な事業内容は以下のとおりであります。

GMS事業.....総合スーパー  
SM事業.....スーパーマーケット  
戦略的小型店事業.....コンビニエンスストア、小型スーパーマーケット、弁当惣菜専門店  
総合金融事業.....クレジットカード事業  
ディベロッパー事業.....ショッピングセンターの開発及び賃貸  
サービス事業.....総合ファシリティマネジメントサービス業、アミューズメント、外食  
専門店事業.....ファミリーカジュアルファッション、婦人服、靴等を販売する専門店  
アセアン事業.....アセアン地区における小売事業  
中国事業.....中国における小売事業  
その他事業.....ディスカウントストア、ドラッグストア、Eコマース等

### 2 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

当第2四半期連結累計期間(自 平成23年3月1日 至 平成23年8月31日)

	GMS (百万円)	SM (百万円)	戦略的 小型店 (百万円)	総合金融 (百万円)	ディベ ロッパー (百万円)	サービス (百万円)
営業収益						
外部顧客への営業収益	1,254,345	558,826	104,406	70,235	57,697	99,613
セグメント間の内部 営業収益又は振替高	28,158	1,052	160	11,397	18,655	56,089
計	1,282,504	559,878	104,566	81,633	76,353	155,702
セグメント利益又は損失( )	15,167	8,796	4,064	10,231	18,040	9,295

	専門店 (百万円)	アセアン (百万円)	中国 (百万円)	その他 (百万円)	調整額 (注)1、2 (百万円)	合計 (注)3 (百万円)
営業収益						
外部顧客への営業収益	150,199	42,240	51,729	123,663	2,965	2,509,994
セグメント間の内部 営業収益又は振替高	3,733	3	83	2,165	121,498	
計	153,933	42,243	51,812	125,829	124,464	2,509,994
セグメント利益又は損失( )	1,805	2,619	1,143	45	5,304	76,424

- (注) 1 外部顧客への営業収益の調整額 2,965百万円の主な内訳は、報告セグメントにおいて総額表示している一部の取引に関する四半期連結財務諸表の純額表示への調整額 57,579百万円、事業セグメントに帰属しないグループ内の商品供給等を行っている会社の営業収益54,379百万円であります。
- 2 セグメント利益の調整額5,304百万円の主な内訳は、事業セグメントに配分していない純粋持株会社の利益3,070百万円、事業セグメントに帰属しないグループ内の商品供給等を行っている会社の利益3,948百万円、セグメント間取引消去 1,006百万円であります。
- 3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結会計期間(自 平成23年6月1日 至 平成23年8月31日)

	GMS (百万円)	SM (百万円)	戦略的 小型店 (百万円)	総合金融 (百万円)	ディベ ロッパー (百万円)	サービス (百万円)
営業収益						
外部顧客への営業収益	659,537	288,733	55,542	35,756	29,702	53,107
セグメント間の内部 営業収益又は振替高	15,169	658	125	5,939	9,427	29,084
計	674,707	289,392	55,667	41,696	39,129	82,191
セグメント利益	12,477	4,787	3,199	5,737	8,827	5,881

	専門店 (百万円)	アセアン (百万円)	中国 (百万円)	その他 (百万円)	調整額 (注) 1、2 (百万円)	合計 (注) 3 (百万円)
営業収益						
外部顧客への営業収益	81,805	20,747	23,969	65,512	4,382	1,310,032
セグメント間の内部 営業収益又は振替高	1,596	1	41	1,491	63,535	
計	83,401	20,749	24,010	67,003	67,917	1,310,032
セグメント利益	2,728	1,158	356	414	2,554	48,122

- (注) 1 外部顧客への営業収益の調整額 4,382百万円の主な内訳は、報告セグメントにおいて総額表示している一部の取引に関する四半期連結財務諸表の純額表示への調整額 31,975百万円、事業セグメントに帰属しないグループ内の商品供給等を行っている会社の営業収益27,376百万円であります。
- 2 セグメント利益の調整額2,554百万円の主な内訳は、事業セグメントに配分していない純粋持株会社の利益1,372百万円、事業セグメントに帰属しないグループ内の商品供給等を行っている会社の利益1,641百万円、セグメント間取引消去 280百万円であります。
- 3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

### 3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

当第2四半期連結会計期間(自 平成23年6月1日 至 平成23年8月31日)

(固定資産に係る重要な減損損失)

重要な減損損失はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

重要な変動はありません。

(重要な負ののれん発生益)

ディベロッパー事業において、ロック開発㈱を新たに連結子会社としました。これによる負ののれん発生益の計上額は、当第2四半期連結会計期間において2,434百万円であります。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期連結会計期間(自 平成23年6月1日 至 平成23年8月31日)

四半期連結財務諸表への影響額に重要性がないため、記載しておりません。

(資産除去債務関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成23年8月31日)

資産除去債務が、第1四半期連結会計期間の期首に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成23年8月31日)		前連結会計年度末 (平成23年2月28日)	
1株当たり純資産額	1,166円13銭	1株当たり純資産額	1,159円73銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第2四半期 連結会計期間末 (平成23年8月31日)	前連結会計年度末 (平成23年2月28日)
純資産の部の合計額(百万円)	1,226,931	1,219,236
普通株式に係る純資産額(百万円)	892,274	887,371
差額の主な内訳(百万円) 少数株主持分	333,303	330,746
普通株式の発行済株式数(千株)	800,446	800,446
普通株式の自己株式数(千株)	35,287	35,290
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 (千株)	765,158	765,155

2 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

第2四半期連結累計期間

前第2四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年8月31日)		当第2四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年8月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	43円95銭	1株当たり四半期純利益金額	35円83銭
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	38円48銭	潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	31円32銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年8月31日)
四半期純利益(百万円)	33,628	27,416
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	33,628	27,416
普通株式の期中平均株式数(千株)	765,140	765,158
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に 用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳(百万円)		
連結子会社が発行した新株予約権に係る持分変動 差額	42	65
支払利息等(税額相当額控除後)	47	44
四半期純利益調整額(百万円)	5	20
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に用 いられた普通株式増加数(千株)	108,963	109,419
(うち新株予約権付社債)	(108,755)	(109,126)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式に ついて前連結会計年度末から重要な変動がある場合の 概要		

第2四半期連結会計期間

前第2四半期連結会計期間 (自平成22年6月1日 至平成22年8月31日)		当第2四半期連結会計期間 (自平成23年6月1日 至平成23年8月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	18円77銭	1株当たり四半期純利益金額	28円30銭
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	16円40銭	潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	24円66銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第2四半期連結会計期間 (自平成22年6月1日 至平成22年8月31日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成23年6月1日 至平成23年8月31日)
四半期純利益(百万円)	14,358	21,654
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	14,358	21,654
普通株式の期中平均株式数(千株)	765,144	765,158
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に 用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳(百万円)		
連結子会社が発行した新株予約権に係る持分変動 差額	49	95
支払利息等(税額相当額控除後)	24	22
四半期純利益調整額(百万円)	24	73
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に用 いられた普通株式増加数(千株)	108,997	109,879
(うち新株予約権付社債)	(108,750)	(109,556)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式に ついて前連結会計年度末から重要な変動がある場合の 概要		

(重要な後発事象)

<p>前第2四半期連結会計期間 (自 平成22年6月1日 至 平成22年8月31日)</p>	<p>当第2四半期連結会計期間 (自 平成23年6月1日 至 平成23年8月31日)</p>
<p>提出会社の連結子会社であるイオンクレジットサービス(株)は、平成22年8月6日開催の取締役会決議に基づき、平成22年8月11日に営業貸付金(カードキャッシング債権)54,000百万円の信託譲渡に伴い優先受益権及びセラー受益権並びに劣後受益権を取得し、当該優先受益権30,000百万円については買取引受契約に基づき、平成22年8月23日にみずほ証券(株)に移転しております。</p> <p>また、平成22年9月10日の取締役会決議に基づき、平成22年9月21日に営業貸付金(カードキャッシング債権)53,000百万円の自己信託に伴い優先受益権及びセラー受益権並びに劣後受益権を取得し、当該優先受益権30,000百万円については買取引受契約に基づき、平成22年9月30日に野村證券(株)に移転しております。</p>	<p>(株式譲渡等に関する契約の締結)</p> <p>提出会社は代表執行役社長の決定により、平成23年9月29日付で、提出会社が(株)マルナカ(本社：香川県高松市 代表取締役社長 中山明憲)と(株)山陽マルナカ(本社：岡山県岡山市 代表取締役社長 中山明憲)の株式を取得して子会社化すると共に、(株)マルナカホールディングス(本社：香川県高松市 代表取締役社長 中山明憲、同氏が発行済株式の全てを所有)が提出会社株式を市場取引により取得することを内容とする「株式譲渡等に関する契約」(以下「本契約」といいます。)を締結しました。その概要は次のとおりです。</p> <p>本契約締結の理由</p> <p>(株)マルナカ及び(株)山陽マルナカ(以下「マルナカグループ」と総称します。)は、中国・四国エリアを中心に211店舗(平成23年9月末現在)を展開するスーパーマーケット事業を中核とした流通グループです。</p> <p>提出会社とマルナカグループは、マルナカグループの創業50周年を機に、相互の歴史や築き上げてきた基盤を尊重しつつ協業を進めていくことが、両社の長期的な安定成長のみならず、何よりもお客さまの満足、地域社会の活性化への貢献に繋がる最も有効な方策であるとの判断から、平成22年8月11日に三菱商事(株)との4社による包括業務提携契約を締結し、その後、提携推進委員会を設置して具体的な取組み事項を検討してまいりました。</p> <p>その結果、全国各エリアで地域密着の経営を推進する提出会社と創業50周年を迎え世代交代を図り新しい成長を目指すマルナカグループの想いが一致し、提出会社は、中山明憲氏及びその親族(以下「中山一族」と総称します。)との間で、中山明憲氏が代表取締役社長である(株)マルナカホールディングスが提出会社株式を間接的に保有し、かつ提出会社がマルナカグループを子会社とする資本提携について合意に至り、平成23年9月29日付で、本契約を締結いたしました。</p> <p>これにより、世代交代を図ったマルナカグループが持つ高いブランド力の継承と次なる成長を提出会社が支援すると共に、マルナカグループの地域に密着した経営ノウハウを提出会社に取り入れることで、両社の企業価値向上に繋げてまいります。</p> <p>今後、提出会社とマルナカグループは、双方の経営資源を有効活用し、更にお客さまにご満足いただけるよう協業してベストローカルの実現に取り組んでまいります。</p> <p>本契約の内容</p> <p>(a) 平成23年10月中旬以降に、(株)マルナカホールディングスは提出会社の普通株式を証券取引市場内における取引により取得します。</p> <p>(b) 提出会社は、中山一族から、(株)マルナカの発行済株式総数(自己株式を除く)の94.96%(131,979株)を総額364億円で取得して子会社化し、(株)山陽マルナカの発行済株式(自己株式を除く)の全て(18,100株)を総額85億円で取得して完全子会社化いたします(以下「本株式取得」と総称します。)</p>

<p>前第2四半期連結会計期間 (自平成22年6月1日 至平成22年8月31日)</p>	<p>当第2四半期連結会計期間 (自平成23年6月1日 至平成23年8月31日)</p>
	<p>本契約における被取得企業の名称、事業の内容、規模            名称：(株)マルナカ            事業の内容：食料品、衣料品等の販売            規模：            (a) 資本金の額：100百万円            (b) 従業員数：3,042名            (c) 店舗数：141店(直営スーパーマーケット132店、                    ホームセンター2店、その他7店)            (d) 売上高：205,354百万円(平成23年3月期)            (b)(c)は平成23年3月31日時点の数値です。なお、            (d)は(株)マルナカの平成23年3月期の計算書類に基            づいており、提出会社の会計監査人の監査証明を受            けておりません。</p> <p>名称：(株)山陽マルナカ            事業の内容：食料品、衣料品等の販売            規模：            (a) 資本金の額：25百万円            (b) 従業員数：1,257名            (c) 店舗数：72店(直営スーパーマーケット72店)            (d) 売上高：124,144百万円(平成23年3月期)            (b)(c)は平成23年3月31日時点の数値です。なお、            (d)は(株)山陽マルナカの平成23年3月期の計算書類            に基づいており、提出会社の会計監査人の監査証明            を受けておりません。</p> <p>本契約における企業結合の法的形式：株式の取得            株式の取得予定日：平成23年11月25日            取得の相手先：中山明憲及びその親族            取得する株式数、取得価額及び取得後の持分比率及            び議決権比率</p> <p>(a) (株)マルナカ            取得株式数：131,979株            取得価額：36,465百万円            取得後の持分比率及び議決権比率：94.96%</p> <p>(b) (株)山陽マルナカ            取得株式数：18,100株            取得価額：8,568百万円            取得後の持分比率及び議決権比率：100%</p> <p>取得原価の算定に関する事項            被取得企業の取得原価及びその内訳            取得の対価：(株)マルナカ 36,465百万円、                          (株)山陽マルナカ 8,568百万円            取得に直接要する支出額：現在未定です。            支払資金の調達方法            対価の支払は自己資金及び借入金から充当する予定で            す。</p> <p>その他重要な特約等            (株)マルナカ及び(株)山陽マルナカは、本株式取得に先立            ち、平成23年10月末日までに、(株)マルナカホールディン            グスが保有する(株)マルナカの普通株式61,021株(発行済            株式総数の30.51%)及び(株)山陽マルナカの普通株式            31,900株(発行済株式総数の63.80%)を、それぞれ自己            株式として取得する予定です。したがって、上記 (b)及            び に記載している(株)マルナカ及び(株)山陽マルナカの            発行済株式総数(自己株式を除く)に対する提出会社の            取得株式数の割合等は、当該自己株式取得後の数値とな            ります。</p>

## 2 【その他】

特記事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年10月12日

イオン株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小川 陽一郎

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 市川 育義

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 轟 一成

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 東 葭 葉子

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているイオン株式会社の平成22年3月1日から平成23年2月28日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成22年6月1日から平成22年8月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成22年3月1日から平成22年8月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、イオン株式会社及び連結子会社の平成22年8月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年10月12日

イオン株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 小川 陽一郎

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 市川 育義

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 轟 一成

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 東 葭 葉子

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているイオン株式会社の平成23年3月1日から平成24年2月29日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成23年6月1日から平成23年8月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成23年3月1日から平成23年8月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、イオン株式会社及び連結子会社の平成23年8月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。